

議案第9号

くすのき広域連合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の10第1項及び同法第291条の13において準用する第289条並びにくすのき広域連合規約第18条の規定により、くすのき広域連合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第291条の11及び同規約第18条の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

くすのき広域連合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 10 第 1 項の規定によるくすのき広域連合（以下「広域連合」という。）の解散及び同法第 291 条の 13 において準用される第 289 条の規定による解散に伴う広域連合の財産処分並びにくすのき広域連合規約第 18 条の規定による解散に伴う事務の承継について、次のとおり定める。

1 解散の期日

広域連合は、令和 6 年 3 月 31 日をもって解散する。

2 解散に伴う財産処分

広域連合の解散に伴う財産処分は、次に定めるとおりとする。

(1) 物品

広域連合が保有する物品は、守口市、門真市及び四條畷市（以下、「構成市」という。）が協議して定める。

(2) 基金

- ・介護保険給付費等準備基金

令和 6 年 2 月 29 日時点の介護保険第一号被保険者数割で構成市に分配

- ・介護保険事業基金

基金の 20%を均等割、80%を上記の割合で構成市に分配

(3) 処分する財産の細目については、別途、構成市が協議して定める。

3 解散に伴う事務の承継について

広域連合の解散に伴う事務の承継は、次のとおりとする。

(1) 四條畷市は、広域連合の解散に伴う事務を承継する。ただし、未徴収金のうち介護保険第一号被保険者保険料の徴収及び収納事務については、構成市がそれぞれ承継する。

(2) 広域連合の事務を承継する期間は、令和 6 年 4 月 1 日から承継した事務の処理が完了する日までとする。

(3) 四條畷市が広域連合から引き継いだ債務に係る支出については、広域連合から引き継いだ債権、歳計剰余金その他の財源をもって充てるものとする。

(4) 四條畷市は、承継された債権債務（介護保険第二号被保険者保険料及び国、府からの交付金、負担金、補助金並びに構成市負担金）の精算終了後、剰余金が発生した場合は、令和 6 年 2 月 29 日時点の介護保険第一号被保険者数割で構成市に分配することとし、不足が発生した場合は、同様の割合により構成市から負担金を徴収するものとする。

(5) 四條畷市が承継事務を円滑に履行するため、守口市及び門真市は必要な支援を行

うこととし、支援内容については、別途覚書を交わすものとする。

4 疑義等の協議

この協議書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、構成市がその都度協議して定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書を3通作成し、構成市の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

守口市長 西端勝樹

門真市長 宮本一孝

四條畷市長 東修平